

2022年（令和4年）1月5日

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省住宅局住宅総合整備課 御 中

（ご担当 鈴木様、中島様）

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725



## 判例ご送付のお願い

前略

当法人の令和3年9月9日付け要望書に対する回答として、貴台から令和3年9月29日付けで「公営住宅における退去時の原状回復及び入居中の修繕について（回答）」と題する回答書を受領いたしました。ご対応くださりありがとうございました。

上記回答書の添付資料として、貴台から各都道府県住宅担当課へ宛てた平成31年2月13日付け「公営住宅の原状回復費用の取扱いについて」と題する事務連絡には、「平成25年の名古屋高裁における名古屋市営住宅及び平成29年の広島高裁における鳥取県営住宅にかかる裁判例」が引用されています。

当法人において調査しましたが、上記引用にかかる2件の裁判例が入手できませんでしたので、まことにお手数ですが、上記2件の裁判の判決書写しを当法人までご送付いただきたくお願いする次第です。

草々